

# 第21期 定時株主総会招集ご通知

## 日 時

2022年3月25日（金曜日）午前 10時  
（受付開始 午前 9時30分）

## 場 所

東京都江東区青海二丁目5番10号  
テレコムセンタービル東棟 20階会議室

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

## 目 次

第21期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	12
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告	44

### <新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染が広がっております。

本株主総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

証券コード7776  
2022年3月3日

株 主 各 位

東京都江東区青海二丁目5番10号  
テレコムセンタービル  
**株 式 会 社 セ ル シ ー ド**  
代表取締役社長 橋本 せつ子

## 第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。（詳細は、4頁をご参照ください。）

敬 具

## 記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都江東区青海二丁目5番10号  
          テレコムセンタービル東棟 20階会議室

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第21期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件  
**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
**第3号議案** 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。定時株主総会終了後、同会場にて事業説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.cellseed.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。したがいまして、本招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

### 1 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年3月25日(金曜日) 午前10時00分(受付開始午前9時30分)

開催場所 テレコムセンタービル東棟 20階会議室

### 2 郵送で議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。

行使期限 2022年3月24日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

### 3 インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。  
スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限 2022年3月24日(木曜日) 午後5時30分まで

詳細は、  
次ページを  
ご参照ください。

#### 議決権の 重複行使の 取り扱い

- 1 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 2 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となります。

※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

# インターネットによる議決権行使方法について



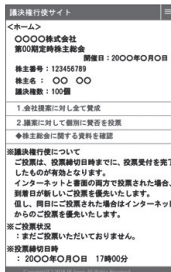
## スマートフォンからの場合

### QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、ログインID及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否を入力ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

### ご注意

QRコードを利用しての議決権行使は1回のみの有効です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※携帯電話ではご利用いただけませんので、ご了承ください。



## パソコンからの場合

### ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.net-vote.com/>

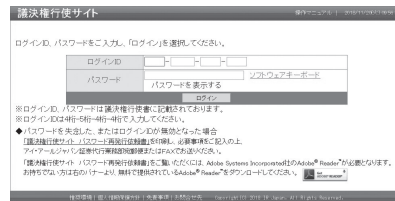


- 1 トップ画面



- 2 ログイン画面

ログインID、パスワードを入力し、「ログイン」を選択してください。



インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ  
 株式会社アイ・アール ジャパン  
 証券代行業務部

● 電話（専用ダイヤル）

0120-975-960 (通話料無料)

(受付時間) 午前9時～午後5時 (土・日・祝日を除く)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の株主総会資料の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を新たに設けるものであります(変更案第12条第1項)。
- ② 株主総会資料について 書面交付請求をした株主に交付する書面につき、その記載事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するための規定を設けるものであります(変更案第12条第2項)。
- ③ 現行会社法に基づく株主総会参考書類等のみなし提供に関する規定は不要となるため、これを削除するものであります(現行定款第12条)。
- ④ 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集) 第11条 (条文省略)	(招集) 第11条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)</u>	
<u>第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第13条～第43条 (条文省略)</p> <p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第13条～第43条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり)</p> <p>第2条 (電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>現行定款第12条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第12条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第12条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p><b>再任</b></p> <p>橋本 せつ子 (1953年8月15日)</p> <p>取締役会出席状況 (当期) 13回/13回(100%)</p>	<p>1984年4月 ヘキストジャパン株式会社 入社</p> <p>1991年4月 ファルマシアバイオテク株式会社 入社</p> <p>1998年7月 ビアコア株式会社 マーケティング部及び開発部 部長</p> <p>2008年7月 株式会社バイオビジネスブリッジ 設立 代表取締役社長</p> <p>2009年2月 スウェーデン大使館 投資部 主席投資官</p> <p>2014年3月 当社取締役副社長</p> <p>2014年6月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>2015年11月 株式会社バイオビジネスブリッジ 取締役 （現任）</p>	24,300株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>橋本せつ子氏は、2014年6月の就任以来当社代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、経営全般を牽引してまいりました。</p> <p>今後も、同氏の有する幅広い経験と知見、そしてリーダーシップ等が企業価値向上の実現に向け、当社の経営に必要であると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>			



候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> おの じゅん 小野寺 純 (1957年1月16日) 取締役会出席状況 (当期) 13回/13回(100%)	1980年4月 ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社） 入社 1998年4月 同社 情報機器事業本部企画管理部 部長 2001年10月 ソニーエリクソン日本法人 取締役 2003年8月 ソニーエリクソンアメリカ法人 副社長 2006年5月 ソニーエリクソン欧州法人 副社長 2009年3月 S-LCD(ソニー/サムソング) 代表取締役 兼 CFO 2012年5月 Sony Service&Operations of Americas CEO 2015年4月 サンデンビジネスエキスパート株式会社 代表取締役社長 2016年10月 当社最高財務責任者兼管理部門長 2017年3月 当社取締役 最高財務責任者（現任）	6,100株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>小野寺純氏は、グローバルビジネスにおいて豊富な経験を有し、2016年10月より、当社最高財務責任者として経営戦略、財務戦略等を統括し、企業価値の持続的向上を目指して強いリーダーシップを発揮しています。</p> <p>今後も、同氏の有する幅広い経験と知見等が当社の経営に必要であると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 5px;">社外</div> おおえだ けん じ 大江田 憲 治 (1951年9月10日) 取締役会出席状況 (当期) 13回/13回(100%)	1982年4月 住友化学工業株式会社 入社 1990年10月 同社 生命工学研究所 主任研究員 2007年1月 内閣府・大臣官房審議官(科学技術政策) 2010年1月 住友化学株式会社 フェロー 2011年4月 独立行政法人 理化学研究所 理事 2015年4月 同研究所 顧問 2015年7月 株式会社住化技術情報センター 取締役 2017年3月 当社社外取締役(現任) 2018年6月 公益社団法人日本工学アカデミー 常務理事 2020年6月 同アカデミー 終身フェロー(現任) 2021年12月 京都大学 産官学連携本部 特任教授(現任)	600株
<p>社外取締役候補者とした理由及び社外取締役候補者に期待される役割の概要</p> <p>大江田憲治氏は、企業及び公的機関での経験が豊富で、ライフサイエンスにおける深い見識を有しております。引き続き同氏の有する豊富な専門知識及び経験等を活かして特にライフサイエンス業界の動向に関わる専門的な観点から取締役の職務執行に対する助言等をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大江田憲治氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、業務執行取締役等であるものを除く取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆様へ承認いただいております。
- 当社は、大江田憲治氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で締結されている責任限定契約を継続する予定であります。
- 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額であります。
4. 当社は、保険会社との間で取締役(監査等委員である取締役を含む)を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険の被保険者となり、その職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額当社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、過年度及び第21期事業年度において当期純損失を計上し、繰越利益剰余金の欠損額5,298,692,349円を計上するに至っております。

当社では早期の業績回復と財務体質の健全化を推し進めるべく努力しておりますが、繰越損失の解消には相当の期間を要するものと見込まれます。

つきましては、今般この欠損金を填補し財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うことといたしました。

具体的には、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項に基づき、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替え、欠損の填補に充当します。

なお、本議案は発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

また、資本金及び資本準備金の額の減少は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株あたりの純資産額に変更を生じるものではございません。

#### 1. 資本金の額の減少の内容

##### (1)減少する資本金の額

2021年12月31日現在の資本金の額4,548,657,258円を3,528,238,170円減少して1,020,419,088円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

##### (2)資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年5月3日

#### 2. 資本準備金の額の減少の内容

##### (1)減少する資本準備金の額

2021年12月31日現在の資本準備金の額1,770,454,179円を全額減少して、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

##### (2)資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2022年5月3日

### 3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金5,298,692,349円の全額を減少して、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたしたいと存じます。

(1)減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 5,298,692,349円

(2)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,298,692,349円

以 上

(添付書類)

## 事業報告

( 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の治療薬の開発、ウイルスの弱毒化などもあり感染拡大の収束が期待されるなか、インフレの進行や米国の金融緩和の縮小、利上げ時期の前倒しに起因する株価下落リスクの増大など先行き不透明な状況が依然として継続しております。

当社グループはこのような環境の下、在宅勤務等リモートワークの積極的な活用をはじめ、製造部門においても、業務の中で三密が生じないよう最大限の配慮をし、再生医療支援事業及び細胞シート再生医療事業における活動を推進いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は161,673千円（前連結会計年度比37,793千円の減少）、営業損失は864,683千円（前連結会計年度比145,161千円の増加）、経常損失は887,171千円（前連結会計年度比142,470千円の増加）、親会社株主に帰属する当期純損失は914,546千円（前連結会計年度比130,685千円の増加）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

#### ① 再生医療支援事業（培養器材事業、製造受託など）

培養器材事業では、将来に向け更なる器材事業の成長を目指し、引き続き新製品の研究開発に取り組みました。販売面におきましては、器材製品の拡販に向けた既存代理店との更なる協業強化及び積極的な販売促進活動を行い、加えて新型コロナウイルスをはじめとした様々な感染症やがん疾患などの予防法や治療法を開発するための研究用細胞の大量培養を目的とした新たな市場へ製品供給を開始いたしました。

新たな市場への参入、海外を中心とした継続的に拡大するプラスチック製品の需要に対応するため2021年9月には新製品であるプラスチック製品専用の開発・製造施設を新設し、施設の稼働を開始いたしました。今後もさらなる生産体制の充実、品質確保への取り組みを強化しながら、長期的かつ安定的な収益の確保に努め、企業価値の向上を目指して参ります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

再生医療製造受託事業では、再生医療等安全性確保法に基づき特定細胞加工物製造許可を取得した細胞培養センター(CPC)において、主に細胞シートの製造を受託しております。先進医療Bの治療が行われている共同研究先の東海大学から2021年に年間5症例の自己軟骨再生シートの製造を受託し、2022年も引き続き製造を受託する予定です。

また、2019年に開催し好評を博した当社主催の第2回細胞シート工学イノベーションフォーラムを2021年11月に開催いたしました。新型コロナウイルスの影響でオンライン開催となりましたが、全国から多くの方にご参加いただき、30報のポスター応募がありました。オンライン上でも参加者同士が会話できる環境を整備し、実際に近い雰囲気の中で活発な議論が展開され、好評を博すことができました。また、前回開催時同様に今回も提携、協業、製造受託などの新しい取引先の開拓に寄与したこともあり、次回以降も引き続き開催する予定であります。

以上のような結果、当連結会計年度における売上高は147,824千円（前連結会計年度比509千円の増加）、営業損失は76,915千円（前連結会計年度比38,014千円の増加）となりました。

## ② 細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療事業では、食道再生上皮シート及び同種軟骨細胞シートの細胞シート2品目の再生医療等製品の自社開発を中心とした研究開発を推進しております。

食道再生上皮シートは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）の下、2020年10月に治験届を提出後、追加治験を実施して参りました。製造販売承認申請の時期を2025年に予定しておりますが、追加治験はステロイド投与にリスクがある患者に限定したこと、また実質3年目を迎えた新型コロナウイルスによるパンデミックなどの影響もあり、必要症例数の確保に向け、治験施設の追加など早期承認のため施策を引き続き検討して参ります。

同種軟骨再生シート再生医療等製品パイプラインでは、薬機法のもとでの製造販売承認の取得を目指して開発を進めております。

当初は、各種医療機関・行政においてヒト組織を採取・保管・供給するための仕組みに未整備な点が見受けられたことから、企業が商業利用を前提としてヒト組織の提供を受けることが困難でした。

当社は国立成育医療研究センター（成育研）と協議を重ね、まずは研究用途に限った軟骨細胞を成育研より入手して、研究開発を行って参りましたが2020年12月には成育研の倫理審査委員会から、多指（趾）症（生まれつき指の数が5本より多い疾患）患者から採取した軟骨組織の提供等について承認を取得しました。その結果、2021年より商業利用



可能な軟骨組織を安定的に入手することができるようになりました。

また2021年7月には、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が公募した補助事業である令和3年度「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業（再生・細胞医療・遺伝子治療産業化促進事業）」に、当社が提案した研究開発課題「同種軟骨細胞シート（CLS2901C）の製品化に向けたセルバンク構築を含む企業治験開始のための研究開発」が採択されました。

本研究開発事業は、社会が望む変形性膝関節症治療製品の産業化を加速することを目的としております。

本採択により、東海大学で開発された同種軟骨細胞シートを用いた変形性膝関節症の治療法の技術を当社に移転し、商用セルバンクを構築し、早期の企業治験を開始するための研究開発を加速して参ります。2022年末に治験届の提出、最終的には薬機法の下で再生医療等製品としての製造販売承認の取得を予定しております。

海外展開におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により遅れが生じているものの、今後も引き続き三顧股份有限公司（（MetaTech(AP)Inc.）以下「MetaTech社」）に対しての食道再生上皮シート及び軟骨再生シート事業にかかる支援を行ってまいります。またアジア以外の欧米の新規事業先候補とも積極的に交渉を重ねてまいります。

以上のような活動の結果、当連結会計年度における売上高は13,849千円（前連結会計年度比38,302千円の減少）、営業損失は537,044千円（前連結会計年度比146,551千円の増加）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、96,359千円であります。

その主なものは、当社の細胞培養器材製品の開発・製造施設の新設（74,513千円）であります。

## (3) 資金調達の状況

当社グループは、2020年8月6日付でバークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC) に対し第三者割当による第19回行使価額修正条項付新株予約権を発行し、当連結会計年度におきまして、その一部の行使により398,850千円の資金調達を行いました。

#### (4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

#### (5) 対処すべき課題

##### ①再生医療支援事業に関する課題

再生医療支援事業の最大の課題は、対象顧客層における当社細胞培養器材の認知度向上による売上高増加であります。現在国内外の販売代理店及び自社による販促活動に注力しておりますが、特に海外においては認知度向上余地が大きいと考えられます。その施策の1つとして、新規販売代理店の開拓は喫緊の課題であると認識しております。

顧客ニーズに対応した製品ラインナップの拡充も重要な課題であります。操作性の向上を目的とした新しい器材形態の開発や培養する細胞の特性に応じた器材培養表面の調整など様々な要望が顧客から寄せられており、当社でも具体的な検討作業を進めております。

また、臨床応用用途の製品開発も重要な課題であると考えております。現在、当社が市販している製品は研究開発用途を目的とした製品が主ですが、今後は臨床研究段階や再生医療製品の製品化の際にも利用可能な製品開発も進めて参ります。

さらに製造コストの引き下げ及び生産体制・能力の充実、拡大の検討も重要課題の1つであります。市販製品については大日本印刷株式会社に製造を委託して製品の安定供給を進めつつ、研究用細胞の大量培養を目的とした新たな市場への製品供給及び海外売上の拡大に対応するため、さらなる生産体制・能力の充実、拡大を図って参ります。

##### ②細胞シート再生医療事業に関する課題

###### (a) 当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化に関する課題

当社の使命である「細胞シート工学」という日本発の革新的再生医療技術を基盤として様々な「細胞シート再生医療」製品を開発し、その世界普及を推進するためには、当社細胞シート再生医療第1号製品を日本において早期事業化することが重要であります。当社は、まず国内での細胞シート再生医療製品パイプラインの開発を自社主体で推進し、販売承認取得を目指します。また製造体制・販売体制の確立を通して細胞シート再生医療製品パイプラインの事業化段階をより前進させつつ、海外展開においては2020年1月に設立した台湾合弁会社の早期の事業化を支援し、また他社との提携等も視野に入れ、細胞シート再生医療事業の拡大を目指して参ります。



### (b) 細胞培養施設の運営に関する課題

再生医療における細胞の培養には、細胞培養施設というバイオクリーンルーム設備が必要となります。当社は2016年に当該施設（細胞培養センター）を設置し、2014年11月施行の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に準拠した設備運営実現のための体制作りを終え、現在はその維持、向上を目指しております。

### (c) 細胞シート培養技術者の育成に関する課題

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」の施行により、企業は医療機関からの臨床用細胞の培養の受託が可能となります。当社にとっては、細胞培養施設を所有していない、もしくは有しながらも人的リソースの不足などから効率的な運営ができないなどの問題を抱える大学病院や医療機関などから臨床用細胞シートの製造受託が可能となり、営業収益を拡大する機会となります。しかしながら、細胞シートの培養を適正かつ安全に行うには、十分な教育を受けた技術者の育成が必要であり、また高い技能を有した細胞培養技術者の育成は品質向上につながります。当社ではこれまで培ってきた細胞シート培養の経験やノウハウを活かし、臨床用細胞シートの培養を適正かつ安全に行うための細胞シート培養技術者の育成を進めて参ります。

## ③事業推進に必要な経営資源・インフラに関する課題

### (a) 事業資金の確保

当社グループでは、研究開発活動の推進に伴い、運転資金、研究開発投資及び設備投資等、資金需要の増加が予想されます。このような資金需要に対応すべく当社は第三者割当増資や公募増資等を実施しましたが、今後さらにエクイティ・ファイナンス、事業提携の実現による開発中品目の上市前における収益化（一時金の獲得など）、国をはじめとする公的補助金、銀行からの借入等の活用などにより資金需要に対応して参ります。また、資金調達手段の多角的アプローチにより継続的に当社グループの財務基盤の強化を図っていく方針であります。

### (b) 人材の採用・育成

再生医療等製品の研究開発には様々な専門スキルを有する人材が必要であり、特に細胞シート再生医療は工学・細胞生物学・化学などの学際分野に属することから多様な専門人材の採用・育成が不可欠です。またMetaTech社に加え台湾合弁会社設立によって、今後は今まで以上に台湾における共同開発、事業化に重点を置く予定であることから、日本国内のみならずグローバルで活躍できる人材の確保に注力する方針です。

また、組織規模の拡大・多様化に対応した会社組織としてのガバナンス、従業員サポート、教育の質的向上にも尽力して参ります。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第18期	2019年度 第19期	2020年度 第20期	2021年度 第21期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	1,026,094	275,824	199,466	161,673
営業利益または 営業損失 (△) (千円)	140,062	△780,796	△719,521	△864,683
経常利益または 経常損失 (△) (千円)	140,675	△786,234	△744,701	△887,171
親会社株主に帰属する当期 純利益または親会社株主に 帰属する当期純損失 (△) (千円)	129,745	△782,398	△783,860	△914,546
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失 (△) (円)	11.35	△66.60	△55.31	△53.18
総 資 産 額 (千円)	1,586,503	1,456,242	1,806,457	1,392,185
純 資 産 額 (千円)	1,411,784	1,345,795	1,526,373	1,027,132
1株当たり純資産額 (円)	121.19	102.24	93.85	56.44

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 再生医療研究開発に係る補助金について、従来、営業外収益の「補助金収入」に含めておりましたが、第18期より、販売費及び一般管理費の「研究開発費」から控除する方法に変更しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第18期	2019年度 第19期	2020年度 第20期	2021年度 第21期 (当期)
売 上 高 (千円)	1,026,094	275,824	199,466	161,673
営業利益または 営業損失 (△) (千円)	140,843	△781,883	△718,866	△864,106
経常利益または 経常損失 (△) (千円)	141,023	△787,171	△728,892	△865,806
当期純利益または 当期純損失 (△) (千円)	130,093	△783,335	△768,052	△912,871
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失 (△) (円)	11.38	△66.68	△54.19	△53.08
総 資 産 額 (千円)	1,609,928	1,477,685	1,835,019	1,408,209
純 資 産 額 (千円)	1,430,038	1,366,997	1,555,934	1,044,627
1株当たり純資産額 (円)	122.78	103.88	95.7	57.43

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 再生医療研究開発に係る補助金について、従来、営業外収益の「補助金収入」に含めておりましたが、第18期より、販売費及び一般管理費の「研究開発費」から控除する方法に変更しております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社は、親会社を有していません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
CellSeed Sweden AB	6,800千クローナ	100%	欧州における細胞シート再生医療医薬品の研究開発・マーケティング・販売

(注) CellSeed Europe Ltd.は休眠会社としております。

## (8) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループの事業内容は以下のとおりです。

### ① 再生医療支援事業

細胞シート再生医療の基盤ツールである「温度応答性細胞培養器材」及びその応用製品の研究開発・製造・販売、並びに再生医療に関わる総合的なサポートを通じて、再生医療の研究開発・事業化を支援する事業、当社細胞培養センターを活かして企業、大学等から細胞シート等の製造を受託する再生医療受託事業

### ② 細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療等製品及びその応用製品の研究開発・製造・販売を通じて、細胞シート再生医療の普及を推進する事業

## (9) 企業集団の主要な拠点 (2021年12月31日現在)

### ① 当社

本社：東京都江東区

細胞培養施設：東京都江東区

細胞培養器材製品の開発・製造施設：東京都江東区

### ② 子会社

CellSeed Sweden AB (本社：ストックホルム)

## (10) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

区 分	当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減	平均臨時従業員数
従業員数	名 44	名 4 増	名 -

### ② 当社の従業員の状況

区 分	当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	名 27	名 1 増	歳 48.7	年 3.9
女 性	名 17	名 3 増	歳 36.4	年 2.5
合計または平均	名 44	名 4 増	歳 43.9	年 3.4

## (11) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

### (1) 長期借入金

- ① 資金使途 運転資金
- ② 借入日 2020年10月27日
- ③ 借入先 株式会社りそな銀行
- ④ 借入残高 100,000千円
- ⑤ 借入期間 10年間 (返済据置期間5年間)
- ⑥ 借入金利 当初3年間無利子 4年後より1.4%
- ⑦ 担保提供資産の有無 無

### (2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

- ① 資金使途 運転資金
- ② 借入日 2020年10月27日
- ③ 借入先 株式会社りそな銀行
- ④ 借入残高 60,000千円
- ⑤ 借入期間 10年間 (返済据置期間2年間)
- ⑥ 借入金利 1.4%
- ⑦ 担保提供資産の有無 無

(12) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

その他企業集団の現況に関する重要な事項は、以下のとおりであります。

- ① 当社は、2021年12月15日開催の取締役会において、連結子会社であるCellSeed Sweden ABを解散する旨の決議をいたしました。同子会社は現在、現地法令に従い清算手続を進めております。
- ② 当社グループの当連結会計年度末の手元資金（現金及び預金）の残高は930,945千円となり、財務基盤については安定的に推移しております。一方で事業面におきましては細胞シート再生医療事業の重要課題である当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化の道程を示すまでには至っておらず、当社グループは当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると判断しております。

当社グループは当該状況の解消を図るべく、以下の施策に取り組んで参ります。

当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化の実現と事業提携の推進による収益機会の獲得

当社グループは、今後、食道再生上皮シート並びに軟骨再生シートの開発を推進し、当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を実現すること、また事業提携先の開拓を通じて、更なる収益機会を獲得していくことで当該状況の解消を図って参ります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 35,537,600株  
 (2) 発行済株式の総数 17,759,419株  
 （自己株式154株を含む。）

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は1,751,100株増加しております。

- (3) 株主数 13,529名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
楽 天 証 券 株 式 会 社	539	3.0
小 野 一 成	319	1.7
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	185	1.0
株 式 会 社 S B I 証 券	159	0.8
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	147	0.8
岡 野 光 夫	138	0.7
野 村 證 券 株 式 会 社	125	0.7
松 井 証 券 株 式 会 社	112	0.6
矢 野 鉦 三	110	0.6
川 名 貴 行	107	0.6

(注) 持株比率は、自己株式（154株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況  
 該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等の状況

#### ① 2015年8月13日の取締役会の決議による第14回新株予約権

新株予約権の総数	1,350個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 135,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	総額 945,000円 (新株予約権1個当たり700円)
新株予約権の払込期日	2015年8月31日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	総額 95,175,000円 (注) 1 (1株当たり705円 (注) 1)
新株予約権の行使期間	2015年8月31日から2025年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金 48,060,000円 (注) 1 資本準備金 48,060,000円 (注) 1
新株予約権行使の条件	(注) 2
割当先	当社取締役 5名

- (注) 1. 当初行使価額を行使価額として算出しております。
2. (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期の1ヶ月前に至るまでの間に東京証券取引所JASDAQグロース市場における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- ① 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- ② 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- ③ 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- ④ その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. 2021年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は850個であります。



② 2015年8月13日の取締役会の決議による第15回新株予約権

新株予約権の総数	630個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 63,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	総額 44,415,000円 (注) 1 (1株当たり705円 (注) 1)
新株予約権の行使期間	2017年9月1日から2025年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金 22,207,500円 (注) 1 資本準備金 22,207,500円 (注) 1
新株予約権行使の条件	(注) 2
割当先	当社従業員 25名

- (注) 1. 当初行使価額を行使価額として算出しております。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 2021年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は80個であります。

③ 2017年8月10日の取締役会の決議による第17回新株予約権

新株予約権の総数	1,460個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 146,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	総額 76,504,000円 (注) 1 (1株当たり524円 (注) 1)
新株予約権の行使期間	2019年9月1日から2027年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金 38,252,000円 (注) 1 資本準備金 38,252,000円 (注) 1
新株予約権行使の条件	(注) 2
割当先	当社従業員 36名

- (注) 1. 当初行使価額を行使価額として算出しております。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 2021年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は390個であります。

④ 2020年7月21日の取締役会の決議による第20回新株予約権

新株予約権の総数	1,200個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 120,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	総額 465,600円 (新株予約権1個当たり388円)
新株予約権の払込期日	2020年8月6日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	総額 44,640,000円(注)1 (1株当たり372円(注)1)
新株予約権の行使期間	2023年1月1日から2024年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金 22,552,800円(注)1 資本準備金 22,552,800円(注)1
新株予約権行使の条件	(注)2
割当先	当社取締役 4名

(注) 1. 当初行使価額を行使価額として算出しております。

2. (1) 本新株予約権の保有者（以下、「本新株予約権者」という。）は、当社の2022年度に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成しない場合は、損益計算書とする。）における営業利益または営業損失（国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益または営業損失等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。以同じ。）の水準に応じて、当該有価証券報告書の提出日において当該本新株予約権者が保有する本新株予約権のうち、下記に定める割合に限り、本新株予約権を行使することができる。

①営業損失が6億円超の場合：0%

②営業損失が5億円超6億円以下の場合：40%

③営業損失が5億円以下または営業利益が1千万円未満の場合：70%

④営業利益が1千万円以上の場合：100%

(2) 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、2023年以降の任期満了による退任又は定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 2021年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は1,200個であります。

⑤ 2020年7月21日の取締役会の決議による第21回新株予約権

新株予約権の総数	1,159個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 115,900株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	総額 43,114,800円 (注) 1 (1株当たり372円 (注) 1)
新株予約権の行使期間	2022年8月7日から2024年8月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金 21,557,400円 (注) 1 資本準備金 21,557,400円 (注) 1
行使の条件	(注) 2
割当先	当社従業員 34名

- (注) 1. 当初行使価額を行使価額として算出しております。
2. (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. 2021年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は1,046個であります。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	橋本 せつ子	株式会社バイオビジネスブリッジ 取締役
取締役	小野寺 純	最高財務責任者
取締役	大江田 憲治	公益社団法人日本工学アカデミー 終身フェロー 京都大学 産官学連携本部 特任教授
取締役（監査等委員）	山口 十思雄	株式会社デジタルメディアプロフェッショナル 社外監査役 株式会社エクストリーム 社外取締役
取締役（監査等委員）	田路 則子	法政大学経営学部 教授 法政大学大学院経営学研究科（ビジネススクール） 教授
取締役（監査等委員）	廣瀬 真利子	サンフラワー法律事務所 代表弁護士 株式会社デジタルメディアプロフェッショナル 社外監査役

- (注) 1. 当社は、2021年3月26日開催の第20期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役砂押正己氏、山口十思雄氏、廣瀬真利子氏は退任し、このうち、山口十思雄氏、廣瀬真利子氏の両氏が監査等委員である取締役に就任しております。また、取締役田路則子氏は、同日付で取締役を任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。
2. 取締役大江田憲治氏、取締役（監査等委員）山口十思雄氏、田路則子氏及び廣瀬真利子氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）廣瀬真利子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）山口十思雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員会は、各委員が交代で経営会議に出席し、その情報を共有するなど、組織的に業務執行を監査・監督しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定していません。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である大江田憲治氏及び各監査等委員は、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額であります。

### (3) 役員等賠償責任保険 (D&O保険)契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で取締役（監査等委員である取締役を含む）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険)契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ①当該事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	45,900 (4,800)	45,900 (4,800)	－ (－)	－ (－)	4 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	9,360 (9,360)	9,360 (9,360)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
監査役 （うち社外監査役）	3,600 (1,800)	3,600 (1,800)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	58,860 (15,960)	58,860 (15,960)	－ (－)	－ (－)	7 (4)

- (注) 1. 上表には、2021年3月26日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名の在任中の報酬等の額を含んでおります。このうち、退任監査役2名につきましては、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに監査等委員に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）に含めております。また、同株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名は、新たに監査等委員に就任したため、支給額と員数については、取締役在任期間分は取締役（監査等委員を除く）に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）に含めております。
2. 対象となる役員の員数は、実際の支給人数を記載しております。そのため、役員区分における各区分と合計の員数は相違しております。
3. 当社は、2021年3月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

## ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2006年3月30日開催の第5期定時株主総会において、年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。監査役の報酬限度額は、2006年3月30日開催の第5期定時株主総会において、年額2,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

また、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員以外の取締役の金銭報酬の額は、2021年3月26日開催の第20期定時株主総会において年額1億円以内（うち社外取締役分年額3,000万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち社外取締役は1名）であります。監査等委員の金銭報酬の額は、2021年3月26日開催の第20期定時株主総会において年額2,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名であります。

## ③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる基本方針を決議しております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個別報酬について、取締役会において決議した決定方針に従い適正に決定されていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等は次のとおりです。

### ・基本報酬に対する方針

個々の取締役の報酬等の決定においては、各取締役の職務内容及び責任を踏まえた適正な水準とすることを基本とし、個人別の報酬等の額の決定にあたっては、短期的な業績だけでなく、長期的な企業価値向上への貢献の度合いを考慮します。

### ・報酬等の割合に関する方針

取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬のみから構成されることから、報酬等の種類ごとの比率は、基本報酬を100%とします。

### ・報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、その役位、職責、在任年数等に応じて、同業他社の水準、当社の業績、従業員の給与水準等を考慮しながら、総合的に勘案して、個人別の報酬等の額を決定します。報酬等を与える時期は、在任中において、従業員に対する給与支払と同じ時期に定期的に固定額を支払います。



- ・報酬等の決定の委任に関する事項  
取締役の個人別の報酬等の内容の決定を第三者に委任せず、取締役会で個人別の報酬等を提示してこれを決定しますが、必要に応じ、税理士や弁護士等の外部の専門家に意見を求めます。
- ・上記のほか報酬等の決定に関する事項  
報酬等の内容については、各種法令等に基づき作成又は開示することとなる有価証券報告書、株主総会参考書類、事業報告、コーポレートガバナンス報告書及びホームページ等を通じ、当社株主に対し迅速に開示します。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の重要な兼職の状況

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	大 江 田 憲 治	公益社団法人日本工学アカデミー 終身フェロー 京都大学 産官学連携本部 特任教授 (注)
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	山 口 十 思 雄	株式会社デジタルメディアプロフェッショナル 社外監査役、株式会社エクストリーム 社外取締 役 (注)
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	田 路 則 子	法政大学経営学部 教授、法政大学大学院経 営学研究科 (ビジネススクール) 教授 (注)
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	廣 瀬 真 利 子	サンフラワー法律事務所 代表弁護士、株式会 社デジタルメディアプロフェッショナル 社外監査役 (注)

(注) 当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
大 江 田 憲 治	社 外 取 締 役	当事業年度に開催した取締役会13回中13回に参加し、ライフサイエンスに関わる企業及び公的機関に携わった豊富な経験、特にライスサイエンス業界の動向についての専門的な立場から積極的な提言を行い、当社の企業価値の向上に十分な役割を果たしました。



氏名	地位	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
山口 十思雄	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催した取締役会13回中、監査役として4回、監査等委員として9回に参加し、公認会計士としての豊富な経験、特に財務会計についての専門的な立場から積極的な提言を行い、経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしました。また、当事業年度に開催した監査役会4回中4回、監査等委員会10回中10回に出席し、公認会計士としての内部統制システムに関わる専門的な立場から積極的な提言を行い、監査等委員会委員長として議事を主導する等、経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしました。
田路 則子	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催した取締役会13回中、取締役として4回、監査等委員として9回に出席し、経営全般に関わる豊富な経験、特に日本企業のイノベーションマネジメント、グローバルマーケティング等に関わる専門的な立場から積極的な提言を行い、当社の企業価値の向上に十分な役割を果たしました。また、当事業年度において開催された監査等委員会10回中10回に出席し、経営全般に関わる専門的な立場から積極的な提言を行い、経営幹部との面談を実施する等、経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしました。
廣瀬 真利子	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催した取締役会13回中、監査役として4回、監査等委員として9回に参加し、企業法務に関わる弁護士としての経験、特に法令遵守に関わる専門的な立場から積極的な提言を行い、経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしました。また、当事業年度において開催された監査役会4回中4回、監査等委員会10回中10回に出席し、弁護士としての内部統制システムに関わる専門的な立場から積極的な提言を行い、当社の課題に対する社外役員間での認識共有を図る等、経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

ひので監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 13,800千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 13,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する『会計監査人との連携に関する実務指針』を踏まえ、適時に合理的な報酬で効率的に実施される高品質な監査であることを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 内部統制基本方針の概要

当社及び当社の関係会社（以下「グループ会社」という）は、会社法及び会社法施行規則に定める取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。

なお、当社は、2021年3月26日付で監査等委員会設置会社に移行し、それに伴い、同日の臨時取締役会において、「内部統制基本方針」を改定しており、改訂後の内容は以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令及び定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行っております。

監査等委員会は、各委員が取締役会に出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行を監査しております。また監査等委員のうち1名は弁護士であり、法律専門家の視点に基づく監査を担当しております。

必要に応じて顧問弁護士等の専門家のアドバイスを受けるなどにより法令及び定款に適合することを確認しております。また、財務報告に係る内部統制規程を策定し、これに基づき個別業務を運用することで、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存しております。取締役及び監査等委員会は、常時これらの文書等（グループ会社の文書等を含む）を閲覧しております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従い、それぞれの担当部門・部署がリスク対応を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営企画部門長またはその指名する部署・使用人が行うものとしております。

また、経営会議において、グループ会社を含む当社を取り巻く諸問題について話し合い、共通認識を持つとともに必要な対応を協議しております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役による意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定めております。

ア. 毎月1回の定時取締役会に加え、重要な決議事項等が発生した場合、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款及び当社取締役会規程に基づく経営に関する重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

取締役会は、6名の取締役（うち、社外取締役4名）で構成されており、効率的な意思決定体制及び監督体制が整えられております。

イ. 業務執行取締役と部門長を主要メンバーとする経営会議を、原則として月1回以上開催しております。経営会議では、当社経営会議規程に基づく経営に関する重要事項の審議及び業務進捗報告等を行っております。

また、監査等委員が経営会議に交代で出席して、業務執行状況を監視しております。

ウ. 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各部署の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図っております。

エ. 内部監査担当部署は、内部統制状況を確認するために内部監査を実施しております。

内部監査責任者は、社長に承認された年間の内部監査計画書に基づき、被監査部署に対して通知を行い、会社の業務及び財産の実態を調査し経営の合理化及び能率の増進に資することを目的に、内部監査を実施しております。

当社及びグループ会社に対する内部監査の実施状況については、社長及び監査等委員会に報告を行っております。内部監査責任者は、内部監査実施後に被監査部署に対し、改善状況を確認しております。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

製品に関する品質、安全性確保及び法令遵守のため、購買、生産管理、研究開発等の社内規程を整備し、運用に当たっております。

その他一般の法的規制に関する遵守については、法務担当部署が対応しており、企業価値向上のためのコンプライアンス基本規程、内部通報規程等の関連規程が定められております。社員に対し、必要なコンプライアンス研修の受講を実施しております。

また、内部監査により、社内各部署及びグループ会社の業務執行の適法性・妥当性について公正かつ客観的な立場で検討及び評価を行っております。

⑥ **当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびにグループ会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値向上をめざした経営を行い、かつ社会的責任を全うするために、グループの経営理念を策定しております。このグループの経営理念に基づき業務の適正を図るため、情報の共有化や適切な時期での意思決定を行っております。

さらにグループ全体にとって重要な案件は、必要に応じて当社の取締役会に付議し、子会社管理規程及び関連諸規程に基づいて、グループ会社の管理監督を実施し、グループ会社は当社に対して適時適切な報告・相談などを行っております。

また、監査等委員会及び内部監査担当部署は、当社及びグループ会社におけるこれらの業務の実施状況を監査しております。

⑦ **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査等委員会は、内部監査担当部署所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査担当部署長等の指揮命令を受けないものとしております。

⑧ **取締役及び使用人ならびにグループ会社の取締役、監査等委員会及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役及び使用人ならびにグループ会社の取締役、監査等委員会及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及びグループ会社の業務及び業績に影響を与える重要な事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為を発見したときは、その内容を速やかに監査等委員会に対して、報告する体制を整備しております。また、監査等委員会へ報告したことを理由とする不利益な取扱いは一切行いません。

⑨ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び職務の執行について生ずる費用に関する事項**

監査等委員は、監査等委員会が定めた年度監査方針・監査計画に従い、取締役会その他の重要会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況を適宜聴取し、適法性を監査しております。さらに内部監査担当部署及び会計監査人との相互連携を図り、監査の強化に努めております。また、監査等委員会と代表取締役社長等、業務執行取締役との間の定期



的な意見交換会を設定しております。

監査等委員は、その職務執行について生ずる費用について、会社から前払または償還を受けることができます。

#### ⑩ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、反社会的勢力との係わりを一切持たないようすることを目的に、反社会的勢力対応規程を定め、経営企画部門を中心にチェック体制を整備しております。

### (2) 内部統制システム運用状況の概要

当社の取締役会は、6名の取締役（うち、社外取締役4名）で構成されており、業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。議場において社外取締役（監査等委員を除く）は独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、監査等委員会についても同様に経営の監査を行っております。当該体制の2021年1月1日から2021年12月31日までの取締役会、監査役会及び監査等委員会の開催については、定例取締役会（12回開催）、臨時取締役会（1回開催）、定例監査役会（3回開催）、臨時監査役会（1回開催）、定例監査等委員会（9回）及び臨時監査等委員会（1回開催）となっております。

また、監査等委員会と代表取締役社長との間では定期的な意見交換会が開催されたほか、監査等委員は経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役等から職務の執行状況を適宜聴取することにより、適法性を監査し経営監視機能の強化及び向上を図っております。

その他、内部監査室により、内部監査計画に基づく内部監査を実施し、業務の適正を確保するための対応を継続しております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な研究開発に必要な内部留保の充実を勧奨し、配当政策を実施することを基本方針としております。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより企業価値の向上に努めてまいります。

しかしながら、当事業年度においては損失計上により利益剰余金がマイナスであるため、誠に遺憾ではありますが、期末配当を無配とさせていただきます。

## 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,094,339</b>	<b>流動負債</b>	<b>172,756</b>
現金及び預金	930,945	買掛金	5,023
売掛金	28,164	未払金	82,214
商品及び製品	24,315	1年内返済予定の長期借入金	1,250
仕掛品	763	未払法人税等	21,430
原材料及び貯蔵品	16,459	賞与引当金	4,486
前払費用	23,892	前受金	34,666
未収消費税等	65,398	その他	23,686
その他	4,400	<b>固定負債</b>	<b>192,296</b>
<b>固定資産</b>	<b>297,846</b>	長期借入金	158,750
<b>有形固定資産</b>	<b>105,572</b>	資産除去債務	33,546
建物	98,745	<b>負債合計</b>	<b>365,053</b>
機械及び装置	2,286	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	62,376	<b>株主資本</b>	<b>1,002,845</b>
減価償却累計額	△57,836	資本金	4,548,657
<b>投資その他の資産</b>	<b>192,273</b>	資本剰余金	1,770,454
関係会社株式	98,189	利益剰余金	△5,316,038
その他	94,084	自己株式	△227
<b>資産合計</b>	<b>1,392,185</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△471</b>
		その他有価証券評価差額金	△321
		為替換算調整勘定	△149
		<b>新株予約権</b>	<b>24,757</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,027,132</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>1,392,185</b>

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 連結損益計算書

( 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		161,673
売上原価		77,635
売上総利益		84,038
販売費及び一般管理費		
研究開発費	541,817	
その他	406,904	948,721
営業外損失		864,683
営業外収益		
受取利息	13	
為替差益	1,052	
受取手数料	149	
還付加算金	28	
その他	44	1,289
営業外費用		
支払利息	911	
持分法による投資損失	20,812	
新株発行費	2,054	23,778
経常損失		887,171
特別利益		
新株予約権戻入益	1,850	1,850
特別損失		
減損損失	25,425	25,425
税金等調整前当期純損失		910,746
法人税、住民税及び事業税	3,800	3,800
当期純損失		914,546
親会社株主に帰属する当期純損失		914,546

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)



## 連結株主資本等変動計算書

( 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	4,348,286	1,570,083	△4,401,491	△227	1,516,651
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	200,370	200,370			400,741
親会社株主に帰属する 当期純損失			△914,546		△914,546
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	200,370	200,370	△914,546	-	△513,805
当連結会計年度期末残高	4,548,657	1,770,454	△5,316,038	△227	1,002,845

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	△321	△13,890	△14,211	23,933	1,526,373
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					400,741
親会社株主に帰属する 当期純損失					△914,546
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)		13,740	13,740	823	14,564
当連結会計年度変動額合計	-	13,740	13,740	823	△499,241
当連結会計年度期末残高	△321	△149	△471	24,757	1,027,132

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,007,537</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>171,284</b>
現金及び預金	846,674	買掛金	5,023
売掛金	28,164	未払金	80,742
商品及び製品	24,315	1年内返済予定の長期借入金	1,250
仕掛品	763	未払費用	12,609
原材料及び貯蔵品	16,459	未払法人税等	21,430
前払費用	23,892	賞与引当金	4,486
未収消費税等	62,867	前受金	34,666
その他	4,400	預り金	11,076
<b>固 定 資 産</b>	<b>400,671</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>192,296</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>105,572</b>	長期借入金	158,750
建物	98,745	資産除去債務	33,546
機械及び装置	2,286	<b>負 債 合 計</b>	<b>363,581</b>
工具、器具及び備品	62,376	( 純 資 産 の 部 )	
減価償却累計額	△57,836	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,020,191</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>295,099</b>	資本金	4,548,657
関係会社株式	119,478	資本剰余金	1,770,454
関係会社出資金	81,536	資本準備金	1,770,454
その他	94,084	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△5,298,692</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,408,209</b>	その他利益剰余金	△5,298,692
		繰越利益剰余金	△5,298,692
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△227</b>
		評価・換算差額等	△321
		その他有価証券評価差額金	△321
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>24,757</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,044,627</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>1,408,209</b>

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

# 損益計算書

( 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	161,673
売上原価	77,635
売上総利益	84,038
販売費及び一般管理費	948,145
営業損失	864,106
営業外収益	
受取利息	13
為替差益	1,029
受取手数料	149
還付加算金	28
その他	44
合計	1,266
営業外費用	
支払利息	911
新株発行費	2,054
経常損失	865,806
特別利益	
新株予約権戻入益	1,850
特別損失	
減損損失	25,425
関係会社出資金評価損	19,690
合計	45,115
税引前当期純損失	909,071
法人税、住民税及び事業税	3,800
当期純損失	912,871

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 株主資本等変動計算書

( 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	4,348,286	1,570,083	1,570,083	△4,385,820	△4,385,820
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	200,370	200,370	200,370		
当 期 純 損 失				△912,871	△912,871
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	200,370	200,370	200,370	△912,871	△912,871
当 期 末 残 高	4,548,657	1,770,454	1,770,454	△5,298,692	△5,298,692

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価 証券評価差 額	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△227	1,532,322	△321	△321	23,933	1,555,934
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		400,741				400,741
当 期 純 損 失		△912,871				△912,871
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					823	823
当 期 変 動 額 合 計	-	△512,130	-	-	823	△511,306
当 期 末 残 高	△227	1,020,191	△321	△321	24,757	1,044,627

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月8日

株式会社セルシード  
取締役会 御中

ひので監査法人  
東京都港区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉村潤一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮下圭二

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セルシードの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年12月20日付の取締役会の決議に代わる書面決議により、第22回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行を決議し、2022年1月5日に本新株予約権の発行価額の全額払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案す

るために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。



# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月8日

株式会社セルシード  
取締役会 御中

ひので監査法人  
東京都港区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉村潤一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮下圭二

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セルシードの2021年1月1日から2021年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年12月20日付の取締役会の決議に代わる書面決議により、第22回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行を決議し、2022年1月5日に本新株予約権の発行価額の全額払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役等及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及びその他施設において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の役員と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容が相当でないと認める事由はありません。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひので監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひので監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月9日

株式会社セルシード 監査等委員会

監査等委員 山 口 十思雄 ⑩

監査等委員 田 路 則 子 ⑩

監査等委員 廣 瀬 真利子 ⑩

(注) 監査等委員山口十思雄氏、田路則子氏及び廣瀬真利子氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上









# 株主総会会場ご案内図

東京都江東区青海二丁目5番10号  
テレコムセンタービル東棟 20階会議室  
電話：(03) 6380-7490 (代表)



## 【交通のご案内】

- ゆりかもめ「テレコムセンター」駅西棟 直結
- りんかい線「東京テレポート」駅より、無料循環バス3分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮  
くださいますようお願い申し上げます。